

## 障害者差別解消に関する市の取組状況について（令和3年度）

取組事項			取組内容	対象	時期等
周知・啓発	(1) 市職員への意識啓発等	ア e ラーニング研修	庁内 LAN を活用した e ラーニング研修の実施（法・条例・職員対応要領）	全職員	10月1日～12月28日 (受講率 89%)
		イ 合同研修	本庁及び各区役所における、職員向け研修会（計9回）の実施	全職員	11月～12月実施 (受講者 222人)
		ウ 疑似体験研修	公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会から講師を招き、目隠し・白杖使用による点字ブロック歩行など、障害者の疑似体験研修の実施	区役所窓口対応職員	※まん延防止等重点措置実施期間のため、中止
		エ その他の庁内研修	倫理研修や新規採用職員研修などの庁内研修の実施	全職員	年間通じて、各々実施
		オ 広島市障害者差別解消庁内連絡会議の開催	条例施行を踏まえ、従来の差別解消に資する各部局における取組の報告のほか、実務上の課題、改善案、次年度の取組予定を加えた検討・議論を行うことにより、PDCAサイクルによる実効性のある取組を実施	各局・区等庶務担当課長（計35人）	・第1回 6月10日（木） ・第2回 2月1日（火） ※書面による開催
	(2) 市民・事業者への意識啓発	ア ホームページへ掲載	本市ホームページへ法及び条例の内容等を掲載	市民及び事業者	年間通じて、掲載
法や条例の実効性の確保に向けた取組	(1) 相談体制の整備 <sup>拡充</sup>	イ 市政出前講座	市政出前講座として、「障害者差別解消法に向けた取組」をテーマとした講座を実施	市民及び事業者	3回実施（139人参加）
		ウ シンポジウム	有識者による「合理的配慮」をテーマとした基調講演、行政の取組状況の紹介及び障害者支援関係者等によるパネルディスカッションを開催	市民及び事業者	3月30日（水）実施 (76人参加)
		エ ユニバーサルマナー研修会	あいおいニッセイ同和損保との包括連携協定に基づき、講師に障害当事者を招いて、障害者を含む様々な方々と接する市内事業者に対して必要な対応力を身に着けるための研修会を実施	事業者	※まん延防止等重点措置実施期間のため、中止
		ア 相談窓口の運営	障害を理由とする差別などに関する相談に応じるため、事務・事業を行う所管課や障害福祉課のほか、障害者の権利相談ダイヤル「広島市障害者110番」に相談窓口を設置し、運営	障害者やその家族その他の支援者等	差別に係る相談 12/219件
		イ 相談窓口（広島市障害者110番）の周知啓発	広島市障害者110番のリーフレットを改訂し、各区福祉事務所等に設置するとともに、関係機関（基幹相談支援センター、障害者団体等）に配付		改訂・配付を9月に実施
	(2) 障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図るための体制の整備	ウ 差別問題をより適切に解決できる取組	（ア）広島市障害者110番の機能強化 弁護士相談による法律相談の回数を増加（年14回 ⇒ 年18回）し、障害者差別に関する法的専門相談に対応する機能を強化 (イ) ネットワーク強化 基幹相談支援センターの定例会議にて、説明会を開催し、地域との連携を強化	障害者相談支援窓口等	（ア）令和3年度から予算措置 (イ) 基幹相談支援センターの定例会議での説明会を11月に実施
			・広島市障害者差別解消調整審議会の設置（条例） メンバー：常任委員5名（障害当事者、事業者代表者、学識経験者、弁護士、社会福祉士） 臨時委員2名（事案ごとに同じ属性の障害者、同じ業界の事業者） ・広島市障害者差別解消支援地域協議会の運営（法） メンバー：30名（現行の「広島市身体障害者福祉団体連合会」や「広島市手をつなぐ育成会」、「広島難病団体連絡協議会」等の障害者団体の代表者のほか、要望を踏まえて、障害当事者委員（聴覚・難聴・視覚・知的・精神）を追加）	紛争当事者（障害者等・事業者）	<調整審議会> ・1月14日（金）書面により開催 <支援地域協議会> ・第1回 7月16日（金）開催 ・第2回 2月4日（金）書面により開催
法改正を受けた取組	積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する「みんなのお店ひろしま」宣言制度の導入 <sup>新規</sup>		・障害者支援団体からの要望等を踏まえ、障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を募集 ・宣言をした事業者は「みんなのお店ひろしま」として、本市ホームページにその事業者の取組内容等を公表し、広く周知することにより、その取組を応援するとともに、障害者差別の解消に向けた機運醸成を企図 ・宣言事業者には、店舗等に掲示できるシンボルマーク入りステッカー及び宣言書を配付	事業者（不特定多数の市民が利用する小売・飲食・サービス業務の店舗）	11月1日から (令和3年度末時点:5店舗)